

福ト協発 87号
令和7年2月3日

一般社団法人福島県建設業協会
会長 長谷川 浩一 様

公益社団法人福島県トラック協会
会長 佐藤 信成
ダンプトラック部会長 伊藤 浩一



建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

平素は、福島県のダンプトラック業界に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中小零細企業が9割以上を占めるダンプトラック事業者は、建設業者の下請として砂や砂利などの建設資材を運搬しており、多重下請構造の下位に位置する非常に弱い立場にあります。

また、高齢化の進行によりダンプトラック運転手の確保が難しいことや、近年、人件費のほか、車両価格やタイヤ価格、修繕費、安全対策費が年々上昇を続けている一方で、運賃相場は低く抑えられ、経営基盤が悪化しています。さらに、軽油価格が高騰しても燃料サーチャージを収受できず、ダンプトラック事業者の負担が増加する現状は、自助努力の限界を超え、事業存続が困難な状態にあります。

こうした状況の中、運転手の確保が難しい現実を受け、運転手の労働条件を改善する観点から「標準的な運賃」が改定されました。また、令和6年3月26日付で国土交通省関連課長連名により、建設業者団体の長、各府省庁主管担当課長および各都道府県主管部局長宛に「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について」の通知が発出されました。当該通知が発出されてから約10か月が経過しましたが、ダンプトラック運転手不足の状況は改善の兆しが見えず、燃料価格も高止まりの状況が続いており、ダンプトラック業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

つきましては、ダンプトラック事業者が持続的かつ健全な財政基盤を築けるよう、貴協会の会員事業者が請け負う工事において、当該通知の内容を踏まえた適切な対応が行われるとともに、「標準的な運賃」が実運送事業者に適正に支払われるよう、会員事業者に周知いただきますようお願い申し上げます。引き続き、貴協会のご協力を賜りますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。

以 上

添付資料 建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について